

地域児童育成会

育児休業取得後復帰の保護者 様

宝塚市子ども未来部青少年課

宝塚市立地域児童育成会の早期入所申請にあたり、育児休業取得後復帰の保護者の方は、4月中に復帰することが申請条件です。早期申請の際は、就労予定証明書に、4月中に育児休業から復帰予定であることを事業所に証明してもらい提出してください。

復職後は、すみやかに下のお子さんが4月から保育施設に入所することがわかる書類（内定面接通知書）と【4月中に復帰したこと】がわかる就労証明書を提出してください。

変則就労の方は就労証明書を先に提出し、後日変則就労証明書とタイムカード又はシフト表の写しを併せて提出していただきますようお願いいたします。

※就労予定証明書、就労証明書の勤務開始日は、事業所で【復帰日】を記入してもらってください。

#### 《ご注意》

待機のある育成会については、ご提出いただいた就労証明書の内容（勤務時間、日数）で再計算します。その結果、待機になった場合は、5月からあるいは4月途中からでも待機へ繰り下げを行います。また、再計算の結果待機順位の繰り上げを行うことはありません。

なお、就労証明書で4月中に就労復帰したことが確認できない場合や、内定面接通知書の提出がなく、4月2日以降に就労復帰された場合は、入所許可を取り消します。